

# 同性カップルに対する法的保護と憲法・司法

**関連キーワード:** 同性婚訴訟、憲法、婚姻

## 研究内容

近時、同性婚をめぐる訴訟が全国各地で提起され、地裁・高裁で違憲（違憲状態）の判断が出されているが、そこでは多様な問題が提起されている。すなわち、立法不作為を理由とする国家賠償請求訴訟（札幌・東京・名古屋・大阪・福岡）の各地裁・高裁判決では、違憲であるか否かについて、憲法13条・14条・24条に違反するか否かで結論が分かっている。また、違憲とした場合のその解消・救済方法については、異性間の婚姻を同性間にも広げることだけでなくパートナーシップ制度等の「婚姻類似の制度」を新たに設けることでも可能であるか、また、「違憲」か「違憲状態」か、についても各判決で判断が分かっている。さらに、令和6年2月に仙台で提起された同性婚家事審判事件では、同性カップルの婚姻届の受理が求められており、現行民法の婚姻に同性カップルも含むとする憲法適合的解釈（制定法解釈）や違憲の解消・救済方法が議論されている。

本研究は、同性婚をめぐる訴訟を起点にして、同性カップルへの法的保護について、憲法・民法の法解釈や立法と司法の役割分担等の観点から検討するものである。

## 研究者プロフィール

**所属:** 東北学院大学法学部法律学科准教授

**氏名:** 松原俊介

**専門分野:** 憲法（公法学）

**研究分野:** 平等原則、違憲の救済方法



## 地域・産学官連携の可能性、事業化のイメージ他

仙台市においても令和6年12月から「互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を営んでいる又は継続的な共同生活を営むことを約した、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、市に対して宣誓を行い、市が受領証などを交付する制度」である「仙台市パートナーシップ宣誓制度」の運用が開始された。また、同性カップルの婚姻届の受理を求める家事審判事件が仙台市で提起されている。本研究はこのような地域で生じている問題に密接に関連している。

## 研究者への連絡先

・ [smatsubara@mail.tohoku-gakuin.ac.jp](mailto:smatsubara@mail.tohoku-gakuin.ac.jp)（松原俊介）